

公益社団法人長野県宅地建物取引業協会長野支部長 様

中 野 市 長
(公印省略)

中野市空き家活用等事業補助金交付要綱の一部改正について（通知）

日頃は、当市の住宅行政及び空き家バンク事業の推進にご理解とご協力を賜り御礼申し上げます。

このたび、当市では安全で安心な暮らしを確保し、居住環境の改善を図るため、老朽危険空き家除却事業を補助対象事業に追加する中野市空き家活用等事業補助金交付要綱の一部改正を行いましたので通知します。

今回の改正により、倒壊の危険性がある空き家等の解体に対する補助金が交付される場合がありますので、空き家所有者等から建物の解体に関する相談等受けられました際には、必要に応じて市役所都市建設課建築住宅係まで情報提供をお願いいたします。また、本補助金を多くの方にご利用いただくため広く周知する必要がありますので、貴会会員に対しましてもご周知いただきますようお願いいたします。

記

- 1 要綱名 中野市空き家活用等事業補助金交付要綱
- 2 施行期日 令和 8 年 4 月 1 日（一部改正）
- 3 送付資料
 - （１）中野市空き家活用等事業補助金のチラシ
 - （２）中野市空き家活用等事業補助金交付要綱
- 4 主な改正点 老朽危険空き家除却事業（危険な空き家の解体に対する補助）の追加

担	当	建設水道部	都市建設課	建築住宅係
		大塚（課長）	土屋（担当）	
電	話	0269-22-2111（内線 358）		
F	A	X	0269-22-5925	
電子メール	kenchiku@city.nakano.nagano.jp			